

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 利益相反マネジメントポリシー

平成17年6月24日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

改正：平成18年3月28日

改正：平成23年1月17日

改正：平成27年3月24日

改正：平成29年7月12日

改正：令和2年3月10日

## 1. 目的

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的としている。

このため機構は、その研究及び研究開発等の成果を普及し、及びその活用を促進することを業務のひとつとし、共同研究、受託研究及び特許等のライセンス並びに機構の技術を使用するベンチャー企業への出資その他の援助等を通じ、産独連携・学独連携を推進することとしている。

産独連携等の推進に当たって生じ得る利益相反や責務相反の問題について、機構及び機構の役職員（以下「職員等」という。）が公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない事項について、「利益相反マネジメントポリシー」として明示する。

## 2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 機構は職員等の技術展開活動等の産独連携等への貢献を奨励する。
- (2) 機構は、技術展開活動等の産独連携等の推進を公正かつ効率的に行うために、職員等の利益相反による弊害を未然に防止し、万一生じた弊害については、解決のための措置を講じる。また、職員等は技術展開活動等の産独連携等の推進を行う上で利益相反による弊害を生じさせないことを責務とする。この場合、機構は、法律的に合法であっても、公正かつ効率的な産独連携等の推進のため、機構のルールに則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反のマネジメントを行う。
- (3) 機構は、利益相反マネジメントについて、産業界・大学等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産独連携等を推進する。

## 3. 機構の責任

- (1) 職員等が利益相反マネジメントに従って行った産独連携等の活動については機構が責任を持って対応し、個人の責任は問われないものとする。
- (2) 機構は必要に応じて、職員等に対して利益相反への適切な対処に必要な研修を実施する。